

一般社団法人日本家政学会 関東支部規約

本支部規約は、一般社団法人日本家政学会定款をもとにして定める。

(名 称)

第1条 本支部は、一般社団法人日本家政学会関東支部と称する。

(事務所)

第2条 本支部の事務所は支部長の任地に置く。

(目 的)

第3条 本支部は支部の家政学ならびにその教育に関する研究の促進と普及をはかることを目的とする。

(事 業)

第4条 本支部は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究発表会の開催
- (2) 講演、講習会の開催
- (3) その他必要な事業

(部 会)

第5条 本支部は、役員会の議決を経て、部会をおくことができる。

(会 員)

第6条 本支部は関東地方及び静岡県、山梨県、新潟県に在住する日本家政学会会員をもって組織する。

(役 員)

第7条 本支部に次の役員をおく。

- 支部長 1名
- 副支部長 2名
- 幹事 27名以内とする
- 監事 2名

(役員を選出)

第8条 役員は、関東支部に所属する正会員の中から選挙によって選出し、総会の承認を受ける。役員を選出は、別に定める「(社)日本家政学会関東支部役員選出に関する申し合わせ」によって行う。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 支部長は支部を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその代理をつとめる。
- (3) 幹事は支部の重要事項を審議し、執行する。
- (4) 監事は支部事業および支部会計の監査を行う。

(役員任期)

第10条 役員任期は2ヵ年とし、再任を妨げない。但し、同じ役職を3期以上つづけることはできない。尚、役員交代は本部役員交代時と同一とする。

(役員解任)

第11条 役員については、支部総会の決議によって解任することができる。

(会議)

第12条 通常総会は年一回支部長が招集する。

(2) 総会は支部の重要事項について議決する。

(3) 役員会は役員によって構成される。

(4) 役員会は支部長が適宜招集し、議長となる。

(会計)

第13条 支部の会計は本部からの交付金、その他によりまかなう。会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第14条 支部の事業計画及び予算については、本部理事会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第15条 支部の事業報告及び決算については、本部理事会に報告するものとする。

(規約の変更)

第16条 本規約の変更は支部総会の議を経て決定し、本部理事会に報告する。

附則

本規約は昭和59年7月14日から施行する。

本規約は平成4年1月18日から改正施行する。

本規約は平成7年4月22日から改正施行する。

本規約は平成15年4月19日から改正施行する。

本規約は平成16年4月17日から改正施行する。

本規約は平成19年4月21日から改正施行する。

本規約は平成23年4月16日から改正施行する。